（貨物利用運送事業法施行規則の一部改正）

第十八条　貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第二号イ中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）」に改め、同号ハ中「国籍」を「国籍等」に、「国」を「国若しくは地域（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいう。第十八条第二項第二号及び第三十九条第一項第五号ロ(2)を除き、以下同じ。）」に改め、同項第三号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第三十二条中「所属国」を「所属国又は所属地域」に、「その者が国籍を有する国」を「その国籍等」に、「が国籍を有する国又は」を「の国籍等又は」に改め、「所在する国」の下に「若しくは地域」を、「当該国」の下に「又は地域」を加える。

第三十九条第一項第一号イ中「国籍」を「国籍等」に改め、同号ロ中「国籍」を「国籍等」に、「国」を「国若しくは地域」に改め、同項第二号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第四十四条中「所属国」の下に「又は所属地域」を、「当該国」の下に「又は地域」を加える。

第四十九条第一項第四号中「国籍」を「国籍等」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「所属国」を「所属国又は所属地域」に、「国籍」を「国籍等」に、「国」を「国若しくは地域」に、「、私人」を「又は私人」に改める。

（航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正）

第十九条　航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令（平成六年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「国籍」を「国籍等」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考　国籍等については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記入すること。

第二号様式中「国籍」を「国籍等」に、「国名」を「国名又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第５号ロに規定する地域名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考　国籍等については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記入すること。

（航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十条　航空法施行規則の一部を改正する省令（平成九年運輸省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「国籍」を「国籍等」に改め、備考2の次に次の一項を加える。

3　国籍等については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記入すること。

（航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正）

第二十一条　航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成十二年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「国籍」を「国籍等」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考　国籍等については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記入すること。

第二号様式中「国籍」を「国籍等」に、「国名」を「国名又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第５号ロに規定する地域名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考　国籍等については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記入すること。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第二十二条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。第七十二条第一項第二号において同じ。）」に改める。

第七十二条第一項第二号中「その者の有する国籍」を「その国籍等」に改める。

別記様式第三号中「その者の有する国籍」を「その国籍等」に改める。

別記様式第十七号の備考中「外国籍の場合」を「日本の国籍を有しない場合」に改める。

別記様式第二十四号の備考中「平成」を「令和」に、「外国籍の場合」を「日本の国籍を有しない場合」に改める。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十三条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第二十四号中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。次号において同じ。）」に改め、同条第二十五号中「国籍」を「国籍等」に改める。